

意見書

平成 21 年 7 月 21 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会
御中

所在地：〒107-6121

とうきょうとみなとくあかさか
東京都港区赤坂 5-2-20
あかさかぱーくびる かい
赤坂パークビル 21 階

かぶしきがいしゃ わう わう
名称： 株式会社 WOWOW

代表者氏名：代表取締役社長 わざき のぶや 和崎 信哉

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申(案)」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

項目	意見
(全体について)	<p>「通信・放送の総合的法体系の在り方」についての答申（案）は、メディアにおける「放送」の価値を、その影響力の大きさと共に、高く評価していただいたと思います。</p> <p>放送に携わる事業者や関係各機関が協力し、長年にわたり社会的な役割を担うために必要な規律を遵守してきたことにより、「放送」による情報や番組等に対して、国民・視聴者からの信頼・安心を得てきております。</p> <p>WOWOWは1990年の放送開始以来、有料放送事業を成長させ、準基幹放送として衛星放送の普及拡大に努めてまいりました。また2000年以降はBS放送の早期デジタル化の普及に寄与できるようBSデジタル放送の視聴者拡大に努め、特に「最高画質のハイビジョン放送」・「5.1chサラウンド」・「SDTVによる多チャンネル放送」などデジタル放送の特性を活かした新しい視聴者サービスの充実に取り組んでまいりました。</p> <p>このような放送事業者、関係各機関の努力をあらためて尊重していただいた内容と考えております。今回の答申（案）の全体的な内容につきましては、概ね賛同できるものと思われまます。</p>
<p>3. 伝送サービス規律の再編 (3) 放送・有線放送の 安全・信頼性の確保</p>	<p>現在も放送事故が発生した場合、放送の公共性に鑑み、報告を行っており、今後とも継続し実施していくこととしています。放送事故の防止、設備の維持は放送事業者の責務であると考えれば、規定の整備は、ある程度必要であると考えます。内容につきましては放送事業者等の実状、意見を十分反映していただきますよう要望いたします。</p>

項目	意見
<p>4. コンテンツ規律</p> <p>(1) メディアサービスの範囲</p> <p>(2) コンテンツ規律の 基本的な考え方</p>	<p>国民・視聴者に、情報や番組の信頼性・安心性を想起させる「放送」という法令上の名称、概念の維持、また「放送法を中心」とした集約・大括りという考え方が、「放送」の機能や役割を損なわず、より発展させるものとするれば、基本的には賛同できるものと思われれます。「放送」の機能や役割を維持しながらの集約・大括りは、慎重かつ十分な検討をお願いいたします。</p> <p>地上放送 および BS 放送における放送事業者は、その社会的な役割を担うために必要な規律を遵守してきており、そのことが情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起されるメディアという高い価値を生み出しております。今後、事業者数が拡大する場合においても、今まで培ってきた我が国の放送文化をさらに発展させていくために、各事業者が適正なコンテンツ規律の下に「放送」が行われ、継続されることが肝要と思われれます</p>
<p>4. コンテンツ規律</p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>③番組規律</p>	<p>放送事業者に対しその放送番組ごとに放送時間およびその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度の導入が検討されています。一方、この対象となる放送は、放送基本計画の対象で「現代社会の基盤を形成する役割」「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待されている放送であるとされています。</p> <p>このような機能を担う放送事業者は、我が国のメディアとして、重要な権利のひとつである表現の自由を体現する非常に大きな役割を担う媒体でもあると思われれます。</p> <p>番組構成においては民意の反映という観点からも考慮されるべきであり、なるべく民意の自由意志に委ねるべきであるように思われれます。規制は多様性の確保のための必要最低限のものとして、それ以外に関してはなるべく放送事業者による自主的な規制の運用に拠るべきであるように思います。仮に放送事業者に現行以上の義務を課すとしても、事前的な性質のものではなく、なるべく事後的な観点からのチェックのほうが望ましいように思われれます。</p>

項目	意見
7. 利用者利益の確保・向上のための規律	<p>今後はこれまで以上に有料放送事業者の数が増えることとなります。したがって、その意味でも将来的には健全な発展に資する規律が必要になってくるものと考えております。ただし必要以上の規制は、現時点ではまだ未確定な市場の発展を阻害する可能性がありますし、また、現時点での有料放送事業の運営において、現行の規律において、視聴者との間で特段の不都合は生じていないと考えています。</p> <p>以上の状況を考慮すると、規律の整合化を図るとしても、現行事業者と同程度の規律を維持することとし、また今後の市場の発展が確定的でない現段階においては、今後出てくるであろう新サービスの芽を潰さないことが肝要であると考えています。したがって、本格的な規律の整合化については、サービス開始後の事後的な検証をもって図ることが望ましい様に思われます。</p>

以 上